

仕 様 書

1. 事業名

令和6年度及び令和7年度 ノートパソコン一式のレンタル（審査マネジメント部）

2. 調達の背景・目的

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）では、外部専門家による日本薬局方原案検討委員会（以下「原案検討委員会」という）を設け、日本薬局方の原案を作成し、PMDA ホームページ上での意見募集を経て、厚生労働省に報告している。また、医薬品一般的名称（以下「JAN」という）を決定又は確認するための、医薬品名称専門協議（以下「JAN 専門協議」という。）も実施している。

今般、PMDA におけるペーパーレス化推進に伴い、原案検討委員会及び JAN 専門協議において準備される資料や会議中に作成される資料等に関してペーパーレス化を行うこととなった。

そのため、外部アクセスが可能なノートパソコンとして、委員用 22 台のレンタルノートパソコンを調達する。

3. 契約期間

契約締結日から 2026 年 3 月 31 日

（レンタル期間は 2024 年 4 月 3 日から 2026 年 3 月 31 日（約 2 年間））

4. 事業内容

（1）数量

- ・ノートパソコン（タブレット型除く） 22 台（付属の充電機器を含む）
- ・有線マウス 22 個（USB-Type A）※マウスについて、レンタルでの取扱いが無い場合は買い上げとする。

（2）スペック等条件

- ・ディスプレイサイズ：14 インチ以上 15.6 インチ以下
- ・OS：Windows 11 Pro 以上
- ・CPU：Intel 社 Core i5（第 11 世代）相当以上
- ・ソフト：MicrosoftOffice2021 Home & Business、MicrosoftOffice2021 Standard、Microsoft 365 Business Standard のいずれか
- ・メモリ：8GB 以上
- ・ディスク（内部ストレージ）：SSD 256GB 以上
- ・内蔵モニタ：解像度 1920×1080 以上
- ・映像出力：有（HDMI）・内蔵マイク・スピーカー：有

- ・3.5mm ステレオミニジャック端子：有
- ・カメラ：ウェブカメラ内蔵（フロントカメラ）
- ・無線LAN：内蔵型、IEEE802.11n 及び ac 対応
- ・USB インターフェース：3 ポート以上（USB2.0 以上に対応、うち 1 つは USB3.0 に対応）
- ・その他条件：メーカー品とし、いわゆる「ショップブランド」のものや、自作式のものとは不可とする。

（3）保守要件

- ・Microsoft の Defender もしくは、ウイルス対策ソフト（無料ソフトは除く）がプリインストールされていること。
- ・レンタル期間中は動産総合保険の付帯又は代替品への交換対応により、上記（1）及び（2）を満たすノートパソコンを継続的に使用できること。
- ・その他、Cisco Webex meeting を用いた 6 時間程度のオンライン会議を円滑に主催できる 機能を備えていること。

（4）納品

- ・納入期限：2024 年 4 月 3 日（水）
※ただし、やむを得ない事情で納入期限までの納入が難しい場合には、PMDA 担当者と相談して納入日を決定すること。
- ・納入場所：独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部
（東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 10 階西）
- ・納入方法：上記納入場所へ発送すること。
- ・インストール作業費、返却時梱包資材、輸送費等一切の費用を含めること。
- ・納品した機器等に不足が認められた場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約にかかる一切の手続きを行うこと。

5. 基本事項

（1）民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法、個人情報保護法等の関連法規を遵守することはもとより、下記の規程を遵守すること。

- ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構サイバーセキュリティポリシー
- ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構情報システム管理利用規程
- ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構個人情報管理規程
- ・協力医療機関が定める情報システム管理利用規程及び個人情報保護規程

（2）参加制限

以下に掲げる事項に該当する事業者は受託できない。

- ① PMDA の CIO 補佐が現に属する、又は過去 2 年間に属していた事業者等
- ② ①の親会社及び子会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規定」（昭和 38 年

大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社をいう。以下同じ。)

③ ①と同一の親会社を持つ事業者

④ ①から委託を受けるなど緊密な利害関係を有する事業者

6. 機密保持

受託者は、本受託業務実施の過程で知り得た情報を本受託業務の目的以外に使用または第三者に開示若しくは漏洩してならないものとし、そのために必要な措置を講ずることとする。

また、落札者は「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守すること。

7. 再委託

受託者は、本受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等をPMDA担当者に申請し、承認を受けること。

申請に当たっては、「再委託に関する承認申請書」の書面を作成の上、PMDA担当者に提出すること。受託者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、PMDA担当者に報告し、承認を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

8. その他

本仕様書に掲げる事項のほか、本業務を遂行するために必要な事項については、PMDAと協議の上、合意した内容によるものとする。

9. 窓口連絡先

住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル10階

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部

担当者：審査マネジメント部 滝波 ゆかり

電 話：03-3506-9438

F A X：03-3506-9443

メール：takinami-yukari●pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策をしているため●を半角のアットマークに変えてください。